

海外主要国の預金保険制度の現状と これを巡る改革論議について

太 田 勉*

1. はじめに — 目的、構成、要旨
2. 主要国における預金保険制度
3. 米国における預金保険制度改革論議
4. むすびに代えて

1. はじめに — 目的、構成、要旨

近年、金融自由化の進展に伴い金融システムの安定性を保証するメカニズムについての論議が活発化しているが、中でも預金保険制度のあり方については、コンチネンタル・イリノイの例を待つまでもなくいくつかの問題点が浮かび上っており、わが国でも改めてこの問題の再検討が必要であるとの声が聞かれるに至っている。本稿はこうした状況を踏まえ、わが国における預金保険制度の今後を考える上での参考資料として、米国を始めとする主要国の制度の現状を概観するとともに、これを巡る改革論議の整理を試みたものである(各国の預金保険制度については太田(1984)でも簡単に触れたところであるが、本稿ではその部分を拡充)。

本稿の構成と要旨は次の通りである。

まず2.では、主要国の預金保険制度を概観する。預金保険制度は早くから米国で発達をみたが、その他の主要国でも1960年代後半以降相次いで創設されている。これらを運営主体の性格、保険金ファイナンスの方法、被保険預金の範囲等の諸点について比較してみると、各国が各々の金融

構造に即して様々な工夫をこらしていることがわかるが、一つのポイントは被保険預金の範囲をどうするかである。米国は別にして、多くの国で保険金支払額に限度を設けているのは、預金保険制度の拡充がモラル・ハザードの発生(例えば預金者の銀行選別意欲が低下し、それに伴い銀行がよりリスク・テイキングな行動に出る可能性が強まるという問題)を随伴するからである。現に米国では、事実上預金を100%保障し続けることに伴う問題が表面化し、これを巡って活発な議論が行われている。そこで3.では、米国における預金保険制度改革論議を紹介する。論議の焦点は、①銀行が支払う保険料の率を、個別銀行毎にそのリスク度合いに応じてある程度差別化すること(可変的預金保険料制度の導入)が適当かどうか、②銀行破綻の処理に際して大口預金者に損失の一部を分担させることが適当かどうか、の二つに集約される。これらはいずれも銀行が抱えるリスクについての「情報の不完全性」に起因するものであるだけに理論的に明快な結論が出しにくい問題であることが示される。

最後に4.では、上記を念頭に置きつつ今後わが国の預金保険制度のあり方考える上での留意点

* 日本銀行金融研究所副調査役

を指摘する。預金保険制度の改革とは単に制度を拡充すればよいというものではなく、各国の経験等を踏まえ、様々な視点に立って多角的に検討を重ねる必要があることが強調される。

2. 主要国における預金保険制度

米国の預金保険制度は1933年連邦預金保険公社(FDIC)が設立されて以来約50年の長い歴史と伝統を持っているが、その他の主要国でも、1960年代後半以降、カナダ、ベルギー、西ドイツ、オランダ、フランス、英国と相次いでこの種の制度が創設されている(このほかスイスでも計画中)。

以下では、これら諸国の預金保険制度について、運営主体の性格、保険金ファイナンスの方法(預金保険基金の有無、公的当局等からの借入の有無、保険料率)、被保険預金の範囲等(加入方式、対象預金の種類、1預金者当りの保険金支払限度額)を比較概観することとする(第1表参照—本件に関しては、預金保険機構(1980、82、83a)、Dale, R. (1982)、Johnson, G. G. & Abrams, R. K. (1983)、McCarthy, I. S. (1980)、等を参考とした)。

なお、米国では現在、金融機関の業態毎に預金保険制度が設けられており、商業銀行及び相互貯蓄銀行を対象とする上記FDICのほか、貯蓄貸付組合を対象とする連邦貯蓄貸付保険公社(FSLIC、1934年設立)、信用組合を対象とする全国信用組合出資保険基金(NCUSIF、1970年設立)がある。ただ、これらの諸機関の機能、業務内容には格別の差異はなく、このため本稿では専らFDICを取り上げることとする。

(1) 運営主体の性格

まず預金保険制度の運営主体の性格についてみると、公的ベース(米国、カナダ、英国)と民間ベース(西ドイツ、フランス、オランダ)及びその中間的なもの(日本、ベルギー)とに分けられ

る。もっとも民間ベースの場合も実際の運営面では公的当局の関与が少なくないようである。預金保険制度拡充(1976年)の際、公的当局の介入を嫌って民間自主組織のままとした西ドイツでも、現実にはブンデスバンクや連邦銀行監督局の代理機関的な存在となっている。このように預金保険制度の運営に公的当局が直接間接関与する理由としては、預金保険制度によって銀行預金に対する信託を確保することには外部効果が存在し、その意味で公共財の側面があることが挙げられる。つまり、一度預金者の信託が崩れると、単に当該銀行の経営破綻に止まらず信用秩序に重大な影響が及び、一国の金融システムの安定性を損ないかねないからである。また民間ベースの預金保険制度の場合、保険金支払額を出来るだけ低くする目的で加入銀行の倒産時期が操作される恐れがある点も公的当局が預金保険制度の運営に関与している理由になっていると考えられる。

主要国の預金保険制度の中でも、米国のFDICは幅広い機能と権限を備えている点で他国の場合と大きく異なっている。すなわち、他国の預金保険制度が中央銀行、政府等の管轄下の存在であるのに対し、FDICは米国における他の連邦監督機関である通貨監督官、連邦準備制度理事会(FRB)と並列した監督機関として傘下銀行を監督・指導する独自の権限を有している。また他国の預金保険制度の大半が本来の機能である預金直接支払機能を果たすに止まっているのに対し、FDICは銀行の破綻に際し多岐に亘る権限を行使出来る。FDICがこのような他国の預金保険機関に比して強力な存在であるのは、二重銀行制度、単一銀行制度という米国特有の銀行制度によるところが少なくない。

まず二重銀行制度(国法銀行と州法銀行の併存)との関係をみると、1863年の全国通貨法(1864年に国法銀行法に改正)により国法銀行制度が創設されたが、一般に国法銀行に対する規制は州法

第1表 主要国における預金保険制度の概要

	設立時期	運営主体の性格	保険金ファイナンスの方法			被保険預金の範囲等			破綻処理方法
			預金保険基金の有無	借入先	保険料率 (対象預金に 対する比率)	加入方式	対象預金 (明示していない場合は金融機関預金及び 海外預金を除く)	1 預金者当りの 保険金支払限度額	
米 国 (FDIC)	1933 年	公 的	有 (被保険預金 の1.2%)	政 府	一 律	任 意 (FRS加盟銀行 は強制)	(金融機関預金を含む) 海外預金を除く	10万米ドル(約2,400万円)	預金直接支払、新国法銀行 設立、預金承継方式、資金 援助を伴う合併、直接資金 援助
カ ナ ダ (CDIC)	1967	公 的	有	政 府	一 律	強 制	公金預金、外貨預金を除く (金融機関預金を含む)	6万カナダ・ドル(約1,100万円)	預金直接支払、預金控替、 直接資金援助
日 本 (預金保険機構)	1971	合 同	有 (被保険預金 の0.06%)	中 央 銀 行	一 律	強 制	公金預金、CD、外銀支店預金、 外貨預金を除く(海外預金を含む)	300万円	預金直接支払
ベ ル ギ ー (RGI)	1975	合 同	有	中 央 銀 行 民間金融機関	一 律	強 制	外銀支店預金を除く	保険金支払に際し限度額を決定	預金直接支払 直接資金援助
西 ド イ ツ (預金者保護基金)	1976	民 間	有	リコ・バンク	一 律	任 意 (殆ど加入)	(海外預金を含む)	破綻銀行の自己資本の30%	預金直接支払(代行会社による支払) 直接資金援助
オ ラ ン ダ	1979	民 間	無	中 央 銀 行	一 律	任 意	法人預金を除く	3万オランダ・ギルダー(約200万円)	預金直接支払
フ ラ ン ス	1979	民 間	無	無	規模により可変的 (大銀行…低 小銀行…高)	強 制	CD、外貨預金を除く	20万フラン・フラン (約550万円)	預金直接支払
英 国 (預金者保護制度)	1982	公 的	有 (被保険預金 の0.01%)	借入可能 (借入先の定め なし)	概ね一律 (但し金額で上限、 下限を設定)	強 制	CD、外貨預金、期間5年超の預 金を除く	1万英ポンドの75%(注) (約250万円)	預金直接支払
ス イ ス	計画中	n.a.	有	n.a.	n.a.	強 制	n.a.	2万スイス・フラン(約200万円) まで……100% 2万～7.5万スイス・フラン(約 750万円)……75～50%	預金直接支払

(注) 1万英ポンド以下の預金も実際の支払額は預金額の75%。残る25%は保障の対象外。

銀行に対する規制よりも厳しく、このためその後も商業銀行の大半は連邦規制の及ばない州法銀行によって占められてきた。1933年のFDICの設立は、より多くの銀行を連邦規制の下に置くことに大きな狙いがあったとされている。次に単一銀行制度の下では、数多くの中小銀行が併存し、また支店銀行制度と異なりリスク分散機能が働かずに特定地域の経済的困難や役員らの不正行為等が銀行破綻に繋がり易い。それだけに信用秩序を維持する上で預金保険制度の必要性が高かったとみられる(Golembe, C.H. & Holland, D.S. (1983)ほか)。

(2) 保険金ファイナンスの方法

(預金保険基金の有無及び公的当局等からの借入の有無)

保険金のファイナンスについては、①預金保険基金の有無、すなわち保険金支払資金を事前に基金として積立てておくか、実際に保険金の支払いが起こった際に事後的に徴収するか、②公的当局等からの借入れの可能性はどうか、の二つの問題がある。もちろん両者は相互に排他的なものではなく、多くの国では預金保険基金を備える一方で、公的当局からの借入れによりこれを補完する仕組みを採用、さらに民間からの借入れの途を開いている国(ベルギー)もある。一方、預金保険基金を備えず、銀行破綻が生じた時に保険金支払資金を事後的に徴収する仕組みをとっている国も一部あるが、このうちオランダでは保険金支払資金が一定額を超えるとその超過分は中央銀行によってファイナンスされる仕組みとなっている。フランスも事後徴収であるが公的当局等からの借入規定はない。

FDICのように強力でかつ基金残高の膨大な存在でも、コンチネンタル・イリノイのケースでは結局FRBの信用供与に頼らざるを得なかった。預金保険制度は中央銀行の「最後の貸手」機能をバックにしなければ現実にはなかなかワークしな

いことを示したともいえる。因みにフランスでは、多くの銀行が国有化されていることもあって、銀行の経営破綻に際しては預金保険制度を活用するよりもむしろ政府の意思で健全な銀行に合併させてしまうということのようである。

保険金支払資金を預金保険基金として事前に積立てておくことには、支払能力が十分あることを予め明示することによって預金保険制度の目的である預金に対する信託をそれだけ確かなものにするというメリットがある。しかし、どの程度の基金の規模が適当なのかを判断することは非常に困難であり、また万一の場合に備えて基金を厚目に積立てておくことには加入銀行に過大な負担を負わせるという問題がある。

保険金の支払いに際し公的当局からの一時的な借入れに少なくとも一部を依存し、その分事後的に保険料として徴収する仕組みを採用することは一つの解決策である。この方式には破綻銀行が預金保険のコストを負担しないという不合理な面はあるが、預金保険の発動が頻繁でなければこのことはさ程問題とはならないであろう。

(保険料率)

保険料率を個別銀行の被保険預金額に対して一律とするか、それとも各行の自己資本の充実度や資産内容の健全性の程度に応じて設定する可変的預金保険料制度を導入するかという問題は、現に米国における預金保険制度改革論議の大きな争点となっている。

現実には殆どの国で一律の保険料率が採用されているが、一部に保険料率をある程度差別化している国もある。すなわちフランスは、大銀行が国有化されていることもあって、大銀行の方が小銀行よりリスクが小さいとの理由で大銀行に対しては小銀行より低い保険料率を適用しており、また英国も保険料(拠出金)の金額に上限下限を設けているため、結果的に大銀行には低率、小銀行には高率の保険料となっている。ただ、例えば小銀

行の経営破綻に伴う金融システムの動揺によって大銀行の経営が影響を受けるということは十分考えられるところであり、また資産内容の良否が規模の大小にかかわるものでもなく、その意味で銀行規模の大小によって保険料率に差を設けるのには問題があろう。

(3) 被保険預金の範囲等

(加入方式)

預金保険制度への加入を任意としているのは、米国(但し、FDICの場合、国法銀行及び連邦準備制度加盟州法銀行は強制加入)、西ドイツ(但し、実際には対象金融機関のうち外銀支店を除き100%加入)のみで、他は強制加入方式をとっている。強制加入とすることが必要とされるのは、預金保険制度が公共財としての性格を持つことに伴い、いわゆる「フリーライダー」の問題を抱えていることによる。すなわち、預金保険制度が銀行取付けを防止する効果は非加入の銀行を含め全ての銀行に及ぶため、全ての銀行がこのシステムが有効に機能することを望む一方でどの銀行も加入(保険料を負担)するインセンティブを持たない。相対的にリスクの小さい銀行が加入を渋ればリスクの高い銀行の割合が増え、その結果保険金支払いという形でのコストが高まって、究極的には制度そのものの運営が困難となることも予想される。

(対象預金の種類)

各国とも要求払預金及び定期預金を対象とする。米国、カナダを除き各国とも金融機関預金は除かれており、さらにCD、長期預金が除かれる場合もある。

また、多くの制度が国内にある預金のみを対象とするとの考え方から、国内の外銀支店・現法の預金はカバー(日本、ベルギーは例外)する一方、国内銀行の海外支店の預金は対象から除外(日本、西ドイツは例外)している。各国とも自国通貨建

については居住者預金、非居住者預金を問わず、対象とする。外貨預金については対象とするもの(米国、西ドイツ、オランダ、ベルギー)と除外するもの(カナダ、日本、フランス、英国)とに分かれる。

(1 預金者当りの保険金支払限度額)

殆どの国で1預金者当りの保険金に予め支払限度が設けられている(但し、支払限度額は、例えば米国10万ドル<約2,400万円>、日本300万円と国によってかなりの開きがある)。

もっとも、支払限度が定められている場合でも、西ドイツのそれは破綻銀行の自己資本の30%と極めて大きく、事実上殆どの預金がカバーされる仕組みとなっている。また米国でも預金承継方式等によりこれまで事実上100%の預金が保障されてきた。すなわち、傘下銀行が経営難に陥った場合、FDICが採用する処理方法には、①預金直接支払、②新国法銀行設立、③預金承継方式、④資金援助を伴う合併、⑤直接資金援助、の五つがあるが(これら処理方法の概要は第2表参照)、このうち①②は法定限度(10万ドル)までの預金者保護に止まるのに対し、③~⑤によれば預金全額が保護されることになる。FDIC創設当初の1930年代頃は預金直接支払が一般的であったのに対し、近年では預金承継方式が最も活用されており、またこのところ資金援助を伴う合併も増加、いずれにしろ預金は事実上100%保障される形となってきた。

こうした慣行の下ではモラル・ハザード(後述)発生への恐れがあり、西ドイツの場合はまだ現実的な問題とはなっていないが米国では実際に対応を迫られる状況となっている。そこでFDICは、後述のようにこれまでの事実上の100%保障を改めるべきであるとの提言を行い、実際に大口預金者にある程度リスクを分担させる方式を一部ではあるが、既に試みている。

部分保険の事例としては、英国とスイス(預金

第2表 FDICの破綻処理方法

導入時期	破綻銀行の閉鎖による処理 (closed bank basis)				銀行閉鎖に追いつかない処理 (open bank basis)	
	① 預金直接支払 (straight deposit pay-off)	② 新国法銀行設立 (deposit insurance national bank)	③ 預金承継方式 (purchase and assumption)	④ 資金援助を伴う合併 (assisted merger)	⑤ 直接資金援助 (direct assistance)	
1934～83年の処理件数 (()内はうち1980～83年)	1933年 298件 (20件)	1933年 30件 (1件)	1935年 324件 (73件)	1950年 (1981年から実施)	1950年 (1971年から実施)	
概 要	預金者に対し被保険預金 (現行法定限度 10万ドル) を直接支払った上、閉鎖銀行の清算事務を行う。	適当な承継銀行がなく、経営が困難となった銀行の存続が地域にとって必要な場合、当該銀行の被保険預金を引継ぎ、営業を継続する新国法銀行を設立。 — 新国法銀行の営業は2年間に限定されており、期間内に更生出来ない場合は営業譲渡もしくは業務を清算。 — 貸出業務は不可、預金の受入は要求 払預金のみ、1人当りの預金合計額は10万ドル以内。	閉鎖銀行の預金及び健全な資産を他の銀行に引継がせ、必要に応じて承継銀行に対して資金を援助。閉鎖銀行の不良資産はFDICが引受け。	破綻銀行の資産、負債の全てを他の銀行に引継がせ、FDICが資金援助を行う。	銀行の破綻表面化を未然に防止するため、経営困難となった銀行が閉鎖に至る前に、資産買取り、預金預け入れ等の直接資金援助を行う。	
発 動 状 況	銀行破綻が多発した1930年代頃には本方式が主流であったが、最近ではごく小規模の銀行の場合に限って発動される傾向。	破綻銀行の更生が難しいため、本方式の発動は極めて例外的。 — 発動の大半が1934～35年当時のもの。これまでに本方式により更生した銀行は1行のみ。 — 1982年7月閉鎖のペン・スクエア銀行に対し本方式が採用されたが、これは①同行所在のオクラホマ州が支店設置を一切認めない (厳格な単一銀行制度を採用) ため中小規模銀行が多く、適当な預金承継銀行が見つからなかったこと、②預金口座が多いため、預金直接支払よりも本方式による方が窓口の混雑を緩和出来ること、等によるもの。	近年では本方式による破綻処理が一般的。 — 法定限度額の預金者保護に止まらず、預金者全体の保護、金融サービスの継続、銀行に対する一般の信頼の維持が可能。 — 通常、本方式による方がFDICの損失が少なくて済む。	1981年11月に初めて発動されて以降増加。 — 高金利という一時的金融環境によって収益面問題を生じた相互貯蓄銀行に多く発動されている。 — 通常FDICにとって預金直接支払や預金承継方式よりも損失が少なくなる場合に発動される。	本方式の発動は極めて例外的。 — 経営困難となった銀行の営業を継続させることが地域社会等に対する適切な金融サービスを確保する上で不可欠であること、及び経営立直しが十分見込める状態にあることが従来の発動の条件。 — 1982年預金取扱金融機関法により発動条件緩和 (金融環境が銀行破綻の波及をもたらず程不安定化した場合に発動可能)。	

保険制度計画中)が小口預金者にも損失の一部を負担させる仕組みを採用している。英国では保障額が預金額の75%で残りの25%は保護されない(1預金者当りの保険金支払限度額は7,500ポンド<約250万円>)。またスイスでは、100%保護されるのは2万スイス・フラン(約200万円)までで、2万~7.5万スイス・フラン(約750万円)の預金は75~50%しか保護されない。こうした仕組みは、預金取付け防止という信用秩序維持機能の面では問題があろうが、一方で預金保険制度発足後も預金者の側に預け先銀行の信用度や安全性に留意するインセンティブが残ることになる。

3. 米国における預金保険制度改革論議

(1) 論議の焦点

米国においては、近年預金保険制度を巡る論議が極めて活発となっているが、その背景には、同国で銀行破綻が従来に比べより頻繁に発生するようになり、その処理に当るFDICの実損額が著しく増大しているという事情がある(第3表、第4表参照)。FDIC加入銀行の倒産件数の推移をみると、第2次大戦後1980年代初までは概ね年数件、多くても年10件台という程度であったのが、82~83年には40件台、84年は79件(FDICによる資金負担ベースでは既往最高)とこのところ急増をみている。こうした傘下銀行の経営破綻に際し、FDICは前述のように最近に至るまで事実上100%顧客の預金を保障してきたわけであるが、果してこうしたFDICのあり方が望ましいものであるかどうか問題となり、82年10月議会はFDICに対し検討方を命じた。これを受けてFDICは、83年4月「環境変貌下の預金保険(Deposit Insurance in a Changing Environment)」(1983)と題する報告書を取りまとめたが、そこでの結論は、次の二つの提言に集約することが出来る(報告書の概要については第5表参照)。

① 銀行が支払う保険料の率を、個別銀行毎にそ

のリスクの度合い(自己資本の充実度、資産内容の健全性の度合い等)に応じてある程度差別化する(いわゆる可変的預金保険料制度の限定的導入)。

② 銀行破綻の処理に際しFDICが負担する損失の一部を大口預金者にも分担させる(事実上の被保険預金範囲の縮小)。

FDICがこうした提言を行うに至った基本的な背景は、現行制度に内在するモラル・ハザード(預金保険制度が存在することによって、そうでない場合に比べ銀行がよりリスク・テイキングな行動に出る可能性が強まる)の問題である。この問題はこれまでも学界でしばしば取り上げられており、その限りでは目新しいものとは言えないが、従来ある程度観念的に捉えられていたモラル・ハザードが金融自由化に伴う競争の激化(=利鞘縮小)とともに現実化する惧れが出てきたことを明らかにした点で上記報告書の持つ意味は大きい。そこで、可変的預金保険料制度導入の可否及び被保険預金の範囲に関するこれまでの代表的見解について、以下やや詳しくみてみることにする(第6表参照)。

(2) 可変的預金保険料制度

まず可変的預金保険料制度についてみると、この提案は既にCMC報告(1961年)で取り上げられているが、その後第6表にみるようにこれを巡って賛否両論が展開されてきた。一般に可変的預金保険料制度には、①モラル・ハザードの発生を防止し、②特定財務比率の一律遵守を求めるバランス・シート規制の持つ硬直性を相当程度緩和し得るというメリットがあるとされているが、この点についてはこれまでの議論を通してても特に異論はみられない。この制度を巡る見解の対立は、専ら次の二点、すなわち①銀行の抱えるリスクを計量化し、客観的な指標で表わせるかどうか、②保険料率のディスクロージャーの効果をどう判

海外主要国の預金保険制度

第3表 FDIC加入銀行（商業銀行及び相互貯蓄銀行）倒産件数推移

	倒産件数 〔かつこ内〕 〔年平均〕	預金直接支払 〔新国法銀行 設立による 場合を含む〕	預金承継方式	資金援助を 伴う合併	(参考) 直接資金 援助
1934～39年	312 (52)件	207 件	105 件	0 件	0 件
40～49	99 (10)	38	61	0	0
50～59	28 (3)	12	16	0	0
60～69	50 (5)	31	19	0	0
70～79	69 (7)	19	50	0	4
80	10	3	7	0	1
81	10	2	5	3	0
82	42	7	25	10	0
83	48	9	36	3	0
84(速報)	79	16 ^(注)	62	1	1

(注) 修正処理方式(10万ドル超の預金について倒産銀行の資産回収見込みを勘案した額を保障)を含む。

(資料) FDIC, Annual Report 1983. 等

第4表 FDICの支払・回収状況

	倒産銀行数	倒産銀行の 預金残高	支払額 A	回収額 〔含む〕 〔回収見込〕 B	実損額 C = A - B	$\frac{C}{A}$
	(行)	(百万ドル)	(百万ドル)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)
1934～39年	312	294	162	143	18	11.4
40～49	99	235	143	137	6	4.4
50～59	28	67	31	27	3	9.7
60～69	50	284	121	113	8	6.6
70～79	69	5,129	4,631	4,512	119	2.6
80	10	216	143	120	23	16.4
81	10	3,826	988	371	617	62.5
82	42	9,908	1,981	784	1,196	60.4
83	48	5,442	2,659	2,074	585	22.0
計	668	25,400	10,858	8,281	2,577	23.7

(資料) FDIC, Annual Report 1983.

第5表 FDIC報告書「環境変貌下の預金保険（Deposit Insurance in a Changing Environment）」の概要

預金保険制度の目的	① 信用秩序維持 ● 決済機構の安全性確保。 ● 急激な預金引出がもたらす極端な信用収縮作用の防止。 ② 小口預金者保護 ● 銀行の経営状態に関する情報収集能力が不十分な小口預金者を保護。 ● 銀行倒産による損失の負担能力のない小口預金者を保護。	③ 被保険預金範囲の縮小（預金承継方式の修正） ● 預金承継方式と預金直接支払方式の中間的な被保険処理方法（1 預金者当りの保険金支払限度額 10 万ドルの引下げではない）。 —— 大口預金者にある程度リスクを負担させることによって市場規律の強化を図ると同時に、被保険処理に際して旧銀行の営業権と大部分の預金が承継銀行に引継がれるなど現行預金承継方式の多くの利点を維持。 ● プローカーによる預金仲介業務に対する規制。 —— 複数の銀行に預金保険上限の 10 万ドル単位で分割預入することにより大口預金の全額保険を確保し、流動性を阻む。 ④ 民間機関による預金保険には限界 ● 民間機関にはリスク評価面での問題のほか、保険能力上の制約もあり、これに全面的に依存するのは無理（もともと、上記③の修正預金承継方式が採用された場合に、公的保険でカバーし切れない限界的部分について、民間保険で補完することは望ましい方向）。 ⑤ 預金者以外の債権者による監視機能について ● 銀行に対し預金規模に応じて債券を発行させ、資本市場に銀行を監視する機能を持たせることは検討に値する（但し、現段階ではこれを勧告しない）。 ⑥ 預金保険基金の規模は適当 ● 被保険銀行が常に市場や政府による適切な監視を受けているという前提が成立する限り、FDIC のフローベースの収入や被保険預金残高に対する保険基金の大きさは適当。 ● 公的借入の限度は弾力化すべき（現行では財務省から 30 億ドルまで借入可能）。 ⑦ 預金保険機関の統合及び連邦レベルでの監督・規制システムの見直し ● FDIC と FSLIC は FDIC 主導の下に新機関として合併し、新たな機関の権限を安全性、健全性に直接関係するものに限定すべき。 ● 上記預金保険機関とは別に連邦レベルでの一般規制機関を設立。 ● FRB が現在負っている、銀行持株会社及び連邦準備制度加盟州法銀行に対する監督・規制責任の解除（FRB は新預金保険機関及び新一般規制機関に代表を送る）。
金対融資する自主的なリスクにス	○ 金融自由化は重要な公共政策 ● 金融面における競争原理の貫徹は公衆にとっても有益。このため公衆の利益を増進し同時に健全な金融システムを維持し得るような形で金融機関に対する現行諸規制の見直しを進めていく要。 ○ 銀行のモラル・ハザードが顕現化する恐れ ● 規制緩和の流れの中で公的ベースの預金保険制度の役割はむしろ強まる傾向。しかしこれにより広範な預金保障が行われると銀行のモラル・ハザードが顕現化し、預金保険制度が信用秩序の動揺を防止するのではなく、逆に促進するような結果となる恐れ。 ○ 現在の公的部門が負担している銀行破綻に伴うリスクの一部を民間部門にも分担させることが適当。	具 体 的 な 提 言（ 統 括 ）
具 体 的 な 提 言	① 可変的預金保険料制度の限定的導入 ● 現段階においてこの制度を完全な形で採用するのは非現実的であり、おそらくは有害。リスクを適正に反映した「理想的な」保険料率の設定には、膨大な資料徴求とリスク度を計るためのより高度な技術が必要。たとえそれが実現出来たとしても、その結果、FDIC の権限が過度に強化するという問題が派生。 ● このため、現実的なアプローチとしては、各行別の保険料率を各々のリスク度に応じて三段階に分けて決定し、この割戻し率が高い程銀行の実質保険料率が低くなるという方式が適当（個別行の割戻し保険料率は、自己資本比率、信用リスク、金利リスクをもとに決定）。 ② ディスクロージャーの拡充、徹底 ● 銀行に対する民間部門（市場）の監視機能強化。 ● ディスクロージャーの最低基準を設定し、信用リスク及び金利リスクに関する情報を新たに追加。	

第 6 表 米 国 に お け る 預 金 保 険 制 度 改 革 論 議

	金融自由化に対するスタンスと預金保険制度の位置づけ	可 変 的 預 金 保 険 料 制 度	被 保 險 預 金 の 範 囲
C M C (1961 年 6 月)	市場メカニズムの尊重を前提とした上で、これを保障するための政府の役割を強調。	[賛成] ● 平均保険料率は現行料率と同一。 ● 各金融機関に適用される率は、それそれが抱える危険資産の、資本金及び準備金に対する比率に応じて決定。	[部分保険] ● 預金者1人当りの保険金支払限度額(当時1万ドル)の引上げ。
Scott, K. E. & Mayer, T. (1971 年 5 月)	規制緩和を促進するために、可変的預金保険料制度の導入が不可欠。	[賛成] ● 平均保険料率を現行料率より引下げることが可能。	
Hunt Commission (1971 年 12 月)	市場メカニズムの尊重を前提に漸進的な制度改革を提言。可変的預金保険料制度には反対。	[反対] ● リスクの差異を正確に評価し、保険料率に十分反映させることは困難。 ● 保険料率のディスタクロージャーは高い利率を適用されている金融機関に対する公衆の信頼を弱める。 ● 革新的 (innovative) な金融機関を不利にするように保険料率が決定されがち。	[部分保険] ● 大口預金者は、経営状態がよくかつ資本構成が健全な金融機関とそうでないものを判別出来る。従って、大口預金が 100 % 付保されていない限り、金融機関には健全経営を行おうとするインセンティブがある。
Gilbert, R. A. <セントルイス連銀> (1975 年 11 月)	規制緩和と同時に可変的預金保険料制度を導入すべきことを提唱。	[賛成] ● 銀行は、保険料率を勘案の上自己資本比率、資産負債構成を決定。 ● 銀行破綻が増加しても、高リスクの銀行から高い保険料を徴収出来ることから資金の枯渇は防げる。	
Edwards, F. R. & Scott, J. H. (1979 年)	預金保険制度とバランスシート規制を除く一切の規制の廃止を提唱。	[賛成] ● 保険料率の決定は、規制当局による銀行検査によって可能であるし、リスクの計量化は今後さらに発展させ得る。 ● 保険料率のディスタクロージャーは銀行のディンアップリンを高める(取付けには「最後の貸手」で対応可能)。	[部分保険] ● 100 % 保険には、取付けの可能性を解消する等のメリットもあるが、反面銀行のモラル・ハザードを増し、これを防止するための規制強化を不可避にする。
Benston, G. J. (1983 年)	準備預金と預金保険制度を除く一切の規制の廃止を提唱。競争的な預金保険制度が最善との考え。	[賛成] ● 預金保険機関は、被保険銀行のリスクを評価し、保険料率を設定するのが当然。 ● 銀行による預金保険機関の選択が可能となれば同制度の効率化に寄与。	[100 % 保険] ● 要求払預金は、取付けの可能性を完全に除去するために 100 % 保険とする。 [部分保険] ● 定期預金は、満期まで引出されないもので、1預金者当り一定額(例えば1万ドル)以内の保険に止める。破綻の可能性が高いとみられる銀行は高金利で資金調達必要。
F D I C (1983 年 4 月)	規制緩和の下では銀行破綻に伴うリスクの一部を民間部門にも負担させることが適当。	[条件付賛成] ● 理想的な保険料率の設定は、非現実的とも言える程の資料要求とリスク度を計るためのより高度な技術を必要とする。 ● 公正の観点(健全経営に報奨を与え、最も基本的な行動基準に反する経営にペナルティを課す)から預金保険料率に若干の差異をもたせることは適当。	[部分保険] ● ディスタクロージャーを前提とした上で、1預金者当りの保険金支払限度額(10万ドル)を超える預金については預金者に損失の一部を負担させる。
Kareken, J. H. (1983 年 5 月)	規制緩和と支持の立場から、預金保険制度の廃止を提唱。	[反対] ● あらゆるリスクを評価することは困難。	[廃止] ● 預金を投資信託の持ち分権に相当するようならものに改めることが取付けを回避するための根本的な解決策。その場合預金保険制度は不要。
Horwitz, P. M. (1983 年 5 ~ 6 月)	規制緩和を支持。但し預金保険機関の健全性を維持するための規制は必要。	[反対] ● 銀行のリスクは事後的に明らかになるものであり、事前的には把握困難。	[100 % 保険] ● 市場規律を働かせるのに十分なディスタクロージャーは困難。市場規律はリスクの高まった銀行に対する取付けという形でしか働かない。

断するか、についてである。

反対論は、①個別銀行の抱えるリスクの差異を正確に評価し保険料率の決定に十分反映させることは困難、②保険料率のディスクロージャーは高い保険料率を適用されている銀行に対する預金者の信頼を弱める、とする（Hunt Commission (1971)ほか）。これに対し、同制度を積極的に支持する側は、①保険料率の決定は規制当局による銀行検査を通じて可能であるし、リスク計量化の技法は今後さらに発展させ得る、②保険料率のディスクロージャーは銀行のディシプリンを高める、という点を強調している¹⁾（Edwards, F.R. & Scott, J.H. (1979) ほか）。

それではFDICの可変的預金保険料制度についての考え方はどうか。FDICは、前記報告書において、「公正の観点からみて、健全経営に対する報奨として、また最も基本的な行動基準に反するような銀行経営に対するペナルティーとして、預金保険料率に若干の差異を持たせることは適当」であるとして、可変的預金保険料制度の持つメリットを積極的に評価しているが、同時に「膨大な資料の徴求と、リスク度を計るためのより高度な技術を必要とする」ため、現段階においてこの制度を完全な形で導入しようとすることは「非現実的であり、おそらくは有害である」との判断を示している。そして、こうしたメリット、デメリット間の調和を図るため、基本的には現行制度の枠組みを維持しつつ、同時に銀行が実質的に負担する保険料率を差別化する（つまり銀行破綻リスクの低い銀行程、実質保険料率が低くなる）よう

なシステムを採り入れるべきことを提唱している。具体的には、FDICが1950年以降採用しているところの、徴収済保険料の一部を年間の収支状況に応じて傘下銀行に割戻す方式（保険損失が増大すれば割戻し額が減少して実質保険料率が上昇、保険損失が減少すれば割戻し額が増大して実質保険料率が低下）を利用し、この割戻し分について銀行間に差をつけようとする。そのために個別銀行のリスクを、自己資本比率、信用リスク、金利リスク等をもとに判定し、三段階（normal, high, very high）に分類する方式が示されている。このようなシステムの下では、前述のような可変的預金保険料制度反対論者が指摘する問題点にもかなりの程度応えることが出来、現実的な改善策となり得るとしているのである。

(3) 被保険預金の範囲

次に被保険預金の範囲（100%保険か部分保険か）の議論であるが、この問題を考える際の視点は、第一に個別銀行の安全性・リスクを市場が識別することが可能かどうか、換言すれば、ディスクロージャーの有効性はどうか、第二は預金取付けとの関連をどう考えるか、の二点である。

FDICは従来、銀行破綻の処理に当り、大口預金をカバーし得ない預金直接支払方式は小規模銀行の場合に限定し、通常は前述のように事実上100%預金保障を行ってきた。こうした100%保険を支持する論者は、第一の点については大口預金者であっても銀行の抱えるリスクを正確に評価することが出来るかどうか疑わしい、市

1) こうした考え方をさらに推し進めて競争的預金保険制度の採用を主張しているのがBenston, G. J. (1983)である。Benstonは預金保険機関が被保険銀行の抱えるリスクを評価し保険料率を設定することは保険制度としては当然のこととした上で、競争的預金保険制度を導入し、これによって銀行の側にも預金保険機関の選択が可能になれば預金保険制度の効率化が実現する、としている。具体的には、まず現在金融機関業態毎に設立されている連邦ベースの三つの預金保険機関（FDIC、FSLIC、NCUSIF）について、どの業態の金融機関もこの三つのうちから選択してもよいとすることによって公的ベースの競争的預金保険制度に移行し、最終的には民間ベースの競争的預金保険制度に持っていくことを展望している。

場規律を働かせるのに十分なディスクロージャーは困難であると主張、第二の点については、大口預金者の預金の一部でも保障されないようなことがあれば本来健全な銀行にも預金の取付けが起きると指摘する（Horvitz, P. M. (1983) ほか）。

これに対し、部分保険賛成論者は、第一の点については、大口預金者であれば健全な銀行とそうでない銀行とを識別することが出来るとの考え方に立ち、また第二の点については、預金取付けは銀行に健全経営を促す上でむしろ望ましいとの認識をもっている（Hunt Commission (1971)、Edwards, F. R. & Scott, J. H. (1979) ほか）。

結局のところ、100%保険か部分保険かの議論は、一つの銀行の破綻が他の銀行の取付けへと発展するかどうかについての見方の相違にかかっているとえよう。

この問題についてのFDICの提案は、これまでFDICの破綻処理方式として頻繁に採用され、事実上の100%保障を預金者に提供してきた預金承継方式に修正を加え、10万ドルという法定限

度額を上回る大口預金者に銀行の経営破綻に伴う損失の一部を負担させようと言うものである（²⁾1預金者当りの保険金支払限度額10万ドルの引下げではない）。その限りでは預金取付けのある程度の波及を覚悟した上で、その方が市場規律の強化を図り得るとし、またこれまでの預金承継方式の持つ多くの利点を維持することが可能になるとする。

84年に入りFDICは、こうした修正処理方式（10万ドル超の預金について倒産銀行の資産の回収見込みを勘案した額を保障）を試行的に実施している。84年中の倒産銀行79行（速報）の処理方法をみると、63行は従来の預金承継方式（62行）及び資産援助を伴う合併（1行）で処理されたが、残りの16行に関しては上記の修正処理方式及び預金直接支払方式が採用されている。こうしたFDICによる大口預金の一部切捨て措置には当然批判もある。例えば、Furlong, F. T. (1984) は、「修正処理方式は、小口預金者の保護には役立つが銀行システムの安定性確保に³⁾

2) 本方式の手順は次のようなものである。

- ① 銀行が閉鎖されると、FDICは直ちに当該銀行の資産の額とその回収可能性を評価する。
- ② FDICはこれに基づき、預金者（もしくは預金者のために支払を行ったFDIC）及び他の債権者の総債権額に占める上記回収可能額の比率を算出する（以下ではこれを80%と想定）。
- ③ FDICは現在の預金承継方式とはほぼ同じ方式でこれを処理するが、その場合「10万ドル以内の預金」と「10万ドル超の預金及びその他債務の80%のみ」が、その合計額に等しい資産ともに承継銀行へ移管される。
- ④ 最終的な回収率が80%を超えた場合には、10万ドル超の預金者は追加的支払を受ける。逆に最終的な回収率が80%を下回った場合にはFDICがその損失を負担する（通常の預金承継方式においてはFDICが全ての損失を負担）。

3) FDICによる大口預金の一部切捨て措置の試行を眺めて、大口預金者の預金を複数の銀行に預金保険上限の10万ドル単位で分割預入させるブローカー業務が出現し、大口預金者の預金もブローカーに若干の手数料を支払うことによって金額保障（FDICは預金の利子に対しても保険金を支払う）が可能となった（従来は預金承継方式等により10万ドル超の大口預金も100%保障されとの期待があり、大口預金者が手数料を支払ってまで分割預入による確実な金額保障を求める誘因に乏しかったとみられる）。預金金利自由化の下ではリスクの高い銀行程高い金利で預金を調達することになるから、ブローカーは「高金利、付保」を謳い文句に大口預金者から資金を集め高リスク・高金利の銀行に分割預入することとなる。この結果、従来金利とリスクの両方を勘案して預け先銀行を選定してきた大口預金者が金利のみに着目し、ブローカー経由で高リスク・高金利の銀行に預金をシフトさせるという問題が起きている。これは、いわば預金者のモラル・ハザードの現われであり、銀行のモラル・ハザードを助長する要因となっている。

は貢献しない」として、「取付けの起きやすい流動性預金は全額保障すべきである」と主張している。実際、上記修正処理方式及び預金直接支払方式の採用は、中小銀行破綻の場合に限られており、この間84年5月に経営危機が表面化した大手銀行コンチネンタル・イリノイ銀行に対しては経営支援措置の一環としてFDICが預金の全額保障を公約したことから、大手銀行と中小銀行との間の処理方式の不公平が問題となっている⁴⁾。

4. むすびに代えて

以上のように、米国における預金保険制度を巡る議論は、結局のところ現行制度に内在するモラル・ハザードの問題をいかにして回避しつつ、究極の目標である信用秩序の維持を確保していくかという点に帰着する。既に述べたように、議論を分か一つ一つのポイントは、預金者が果して銀行破綻のリスク、すなわち預金の安全性・リスクをどの程度正確に識別することが出来るかという点である（第1図参照）。

預金者が銀行破綻のリスクを識別出来るとみる論者は、銀行経営に関するディスクロージャーが有効に実施され、民間情報機関による情報の生産、すなわち銀行の格付け等によって、預金者に正確かつ安価な情報が提供され则认为する。そうした銀行リスクについての情報は銀行の資金調達コストである預金金利に反映される（高リスクの銀行は高金利の支払いを余儀なくされる）。このような世界では、民間ベースの可変的預金保険料制度が有効に機能し、モラル・ハザードの問題も回避されることになる。

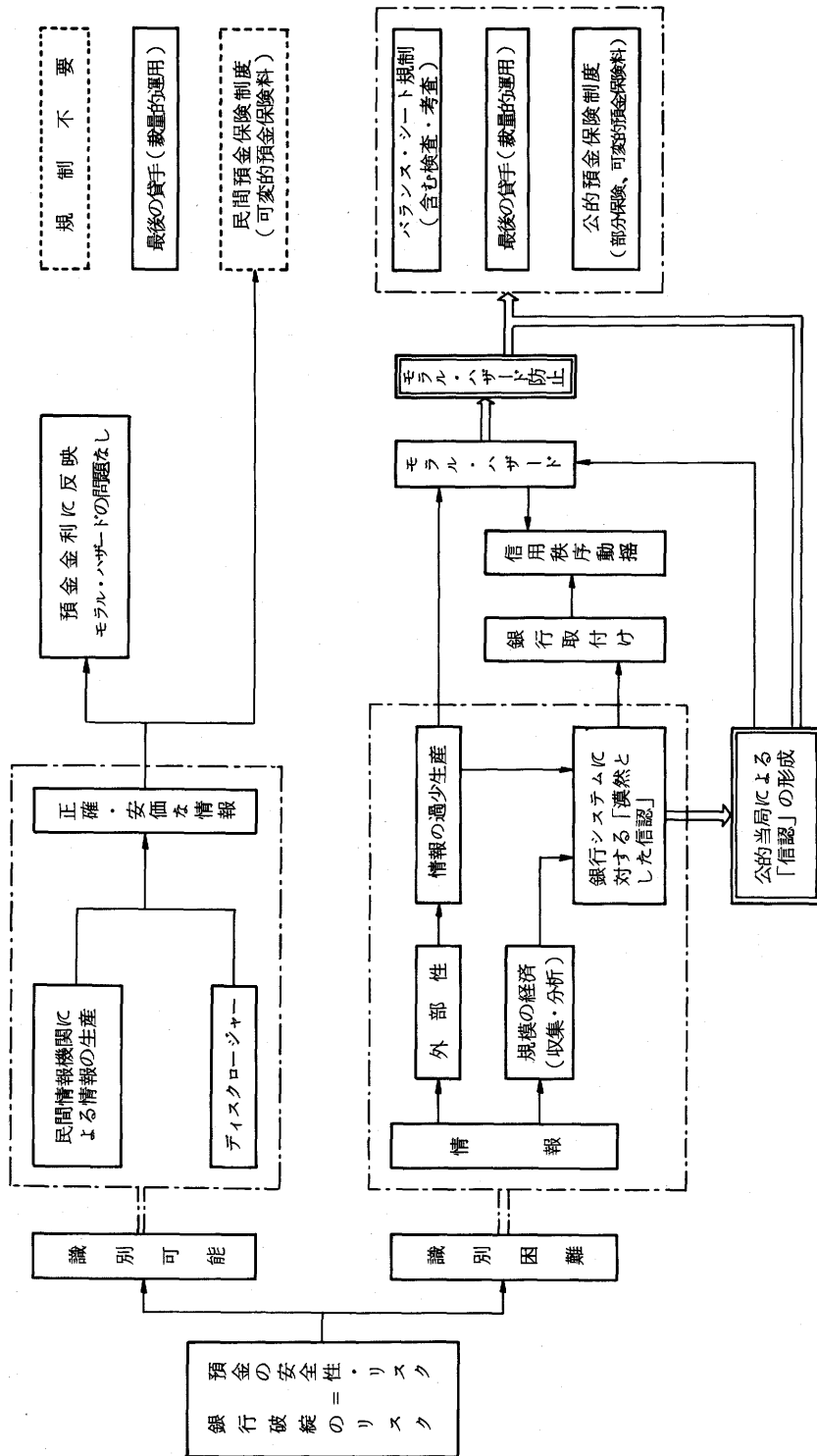
しかし現実には、こうしたいわば完全情報の世界を想定することには明らかに無理がある。というのも預金者は、情報の持つ次のような性質の故

に、銀行の安全性・リスクについての十分な情報に基づくことなく銀行システムに対する「漠然とした信認」に基づいて預金を行っていると考えられるからである。情報が持つ特有の性質とは、第一に、情報の「外部性」の問題である。一般に、情報の価値はそれを購入した人から他の人々に容易に伝達される可能性があり、このため情報の生産者は情報が持つ社会的価値よりも明らかに低い価値額しか報酬として受取れない場合が多い。従って情報は社会的にみて過小にしか生産されない可能性が強い。第二には、情報の収集・分析には「規模の経済」が働くという事実である。このため、一般の小口預金者にとっては、銀行の安全性を自ら確かめるためのコストは非常に高価なものとなる。この結果、預金者は銀行システムに対する「漠然とした信認」に基づいて行動せざるを得ない。そうした状況の下では健全な銀行に対しても取付けが発生する惧れは十分に考えられる訳であり、信用秩序の動揺を招来する可能性もそれだけ大きくなる。そこで銀行（預金）に対し、公的当局による「信認」の裏付けが必要となるが、不完全情報の下で公的当局による100%保障が提供されるとモラル・ハザードの問題が顕現化し、ひいては信用秩序の基盤がそれだけ脆弱なものになりかねない。その意味では、預金保険制度の改革を考えるに際し預金者の側に銀行の信用度、安全性に留意するようなインセンティブを何らかの形で残しておく（自己責任意識を涵養する）ことが必要となろう。いずれにしても、信用秩序維持の事後的な手段としては中央銀行の「最後の貸手」としての機能が適切に発揮されることが重要であるとの認識に立った上で、預金保険制度の改革を考えていくことが肝要であろう。

勿論、預金保険制度の発動を必要とするような

4) なおFDICは、84年10月、上記修正処理方式の試行経験を踏まえ、同方式が事務負担（銀行閉鎖後直ちに当該銀行の資産の回収見込みを算出しなければならない）等の制約もあって従来の100%預金承継方式に全面的に代替し得るものではないとの一応の判断を示している（Washington Financial Reports 1984.9.10）。

第1図 銀行破綻リスクの社会的配分のメカニズム



事態に至る前に、自己責任原則に基づく金融機関側の慎重な行動と当局の適切な検査・考査等の監視機能とが両々相俟って、金融機関経営の健全性が保たれているような状態にあるということが望ましい姿であることは言うまでもない。そうした事前的な態勢が不十分のままただ単に預金保険制度を拡充すればそれで良しとすることには明らかに問題がある。

以上述べてきたところに則し、預金保険制度改革案の得失をこれまでの諸外国の経験、議論等を

もとに整理すれば概ね第7表のようになるかと思われる。この表からも明らかなように、一口に預金保険制度と言っても実は極めて多面的な性格を帯びたものであり、従ってその改革と言っても単に保険金支払額の引上げや保険料率の引上げだけで済むといった単純なものではない。今後わが国の預金保険制度のあり方を議論するに当たっては、こうした点に留意しつつ、多角的な観点から様々な検討を積重ねていくことが必要と思われる。

以上

第7表 預金保険制度改革案の得失比較

		利 点	問 題 点
被金保の 險範 預困	1 預金者当りの保険金支払限度額の引上げ	○ 預金に対する信認の向上。	○ 預金者の金融機関選別意欲が希薄化（モラル・ハザード）。 ○ 保険金支払額の増大。
保 險 金 フ ァ イ ナ ン ス の 方 法	保険料率の引上げ	○ 基金残高増大により、預金保険に対する預金者の信頼感が高まる。	○ 加入金融機関の負担増。これに伴い、預金取付けリスクの小さい金融機関（業態）から一律の保険料率適用に対する不満が強まる恐れ。 ○ 基金残高増大に伴い、自主運用への要請が強まる（金融調節への悪影響、融資機能付与）恐れ。
	中央銀行からの借入限度額の引上げ	○ 事前的に保険料率を引上げなくても、預金保険に対する預金者の信頼感が高まる。	○ 倒産銀行が借入金を返済しない不公平。
	可变的預金保険料制度の導入	○ 健全経営へのインセンティブが高まり、モラル・ハザードの問題をある程度回避し得る。 ○ バランス・シート規制のもつ硬直性が緩和。 ○ 保険料負担の不公平感解消。	○ 金融機関のリスクを計量化し、客観的な指標で表わせるか。また、そうした指標を誰が作成するのか。 ○ 保険料率のディスクロージャーは、高い保険料率を適用されている金融機関に対する預金者の信認を弱める。
業 務 範 囲	預金承継方式の導入、融資機能の付与、検査権限の付与	○ 破綻処理の円滑化。 ○ 情報収集能力の向上・充実とその活用。	○ 預金の100%保障が実現することになると、預金者の金融機関選別意欲が希薄化（モラル・ハザード）。 ○ やり方によっては監督・検査機構の重複化。 ○ 預金保険制度に融資機能を付与することになると、中央銀行との役割分担が不明確化。

付表 1. わが国における預金保険制度を巡る論議の展開

- 金融制度調査会「一般民間金融機関のあり方等について」（1970年7月）
（大蔵省銀行局内金融制度研究会編（1979））
一 国民大衆の預金の保護に万全を期するとともに、金融機関に対する過保護とも言うべき態勢を改めて適正な競争原理を導入し、その経営の効率化を促進していく見地からは、この際、預金者保護と金融機関保護との分離を図り、預金に対する直接的な保障制度としての預金保険制度を導入することが必要。
- 政策構想フォーラム「金融改革の構想」（1978年11月）
一 個別金融機関経営の健全性維持はもとより望ましいが、そのために行政が金融界、証券界に過保護を加えるならば、自由で開かれた金融の仕組みは適切に機能しない。金融政策の中心が公開市場操作に移ったあと、日銀貸出は最後の拠り所（lender of the last resort）として信用秩序維持の手段となることが望ましい。また預金者（投資家）保護のためには、預金保険機構の拡充、倒産機関の業務肩代り方式の慣行化、制度化、ディスクロージャーの徹底等が必要。
- 金融制度調査会「普通銀行のあり方と銀行制度の改正」（1979年6月）（大蔵省銀行局内金融制度研究会編（1979））
一 銀行経営の健全性を確保していくことは、預金者保護及び信用秩序の維持のため基本的に求められるところ。
一 預金保険制度に関しては、その創設後における経済金融環境の変化等をも踏まえ、同制度の拡充につき今後検討が行われることが適当。
- 金融制度調査会「金融自由化の現状と今後のあり方（中間報告）」（1983年4月）
一 信用秩序の維持は、まず、個々の金融機関の健全経営によって、確保されるべきものであるが、今後金融の自由化が進む過程においては、金融機関が破綻をきたし、それが金融機構全体に、ひいては一国の信用秩序に重大な影響を及ぼすことにもなりかねない。そうした全体への波及を回避するためには、預金保険制度の拡充等の措置を検討しておくことが必要。
一 金融機関破綻のリスクを全て保険でカバーしようとする、保険料の負担が過重となる恐れがあり、預金保険制度の拡充に当たっては、利率改訂のみならず、制度の仕組みをも含めた総合的な見地からの検討が必要。
- 公的金融と民間金融のあり方に関する研究会「公的金融と民間金融のあり方について」（1983年10月）
一 競争制限的規制の緩和・撤廃は、他方で信用秩序維持のための政策当局の役割を高めるであろう。そのために、預金保険制度の機能を一層充実させると同時に、その機能を補完する上で、最小限のパラバンス・シート規制が実効的に行われるべき。
一 競争制限的規制の緩和・撤廃と現行預金保険制度の充実、個々の金融機関に対して、従来に増して危険の高い貸出等により誘因を与え、可能性が大きい。…… 保険料を金融機関の経営内容の健全性を近似的に示す指標に応じて変化する、より危険の大きい経営内容の金融機関に対してはより高い預金保険料を課すという方法を採用すれば、上に述べたような難点はある程度回避出来るであろう。預金保険制度のこのような改革は差しあたり困難であるかも知れない。
- 呉文二「目前に迫った預金金利自由化と信用秩序の問題」〔（1983年11月）一預金保険機構の積立金は……現実に金融機関が破綻したら、預金者保護のためには不十分である。不足分はさしあたり日銀から融資する以外になかろうが、最終的にどう処理するかは大きな問題となろう。預金保険料を引き上げるか、政府・日銀の負担を増やすか、保険金の最高限度を引下げるかといったことが論議の対象となるだろう。〕

海外主要国の預金保険制度

付表 2. 預金保険機構の概要

① 目的	預金者等の保護を図るため、金融機関の預金等の払戻しにつき保険を行う制度を確立し、もって信用秩序の維持に資すること。																						
② 設立年月	1971年7月。																						
③ 法人格	預金保険法に基づく特別法人（民間の発意により設立された認可法人）。																						
④ 資本金	4億5,000万円（政府、日銀、民間金融機関各1億5,000万円）。																						
⑤ 組織	役員：理事長（日銀副総裁）、理事、監事各1名 運営委員会：7名の運営委員（全銀協会長・副会長、地銀協会長、信託協会長、相銀協会長、全信協会長、全信中協会長）、理事長、理事 事務局職員：12名																						
⑥ 基金残高	1984年3月末1,815億円 [*] （被保険預金に対する比率0.062%）。 [*] 余裕金運用状況 預金603億円、有価証券1,196億円																						
⑦ 借入金	借入先＝日銀、借入限度額500億円																						
⑧ 保険料率 （年間）	被保険預金の0.008%（当初0.006%、1982年度以降現行）。 〔運営委員会が大蔵大臣の認可を受けて決定。 特定金融機関に対する差別的取扱いの禁止。 日銀からの借入金の返済が困難なときは保険料率を引上げ。〕																						
⑨ 対象金融機関 及び加入方式	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象金融機関</th><th>1行平均 被保険預金額</th><th>対象金融機関</th><th>1行平均 被保険預金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都 銀（13行）</td><td>75,456</td><td>相 銀（71行）</td><td>4,332</td></tr> <tr> <td>地 銀（63行）</td><td>11,114</td><td>信 金（456金庫）</td><td>923</td></tr> <tr> <td>信 託（7行）</td><td>49,659</td><td>信 組（469組合）</td><td>232</td></tr> <tr> <td>長 銀（3行）</td><td>12,720</td><td>計（1,082）</td><td>2,684</td></tr> </tbody> </table> （1984年3月末） 強制加入			対象金融機関	1行平均 被保険預金額	対象金融機関	1行平均 被保険預金額	都 銀（13行）	75,456	相 銀（71行）	4,332	地 銀（63行）	11,114	信 金（456金庫）	923	信 託（7行）	49,659	信 組（469組合）	232	長 銀（3行）	12,720	計（1,082）	2,684
対象金融機関	1行平均 被保険預金額	対象金融機関	1行平均 被保険預金額																				
都 銀（13行）	75,456	相 銀（71行）	4,332																				
地 銀（63行）	11,114	信 金（456金庫）	923																				
信 託（7行）	49,659	信 組（469組合）	232																				
長 銀（3行）	12,720	計（1,082）	2,684																				
⑩ 対象預金	預金、定期積金、相互掛金、元本補填契約のある金銭信託。 （外貨預金、CD、公金預金、金融機関預金、債務者預金等は除外）																						
⑪ 1預金者当りの 保険金支払限度額	300万円（当初100万円、1974年6月以降現行）、元本のみ。																						
⑫ 業務範囲	保険料の徴収と保険金の直接支払。 （日銀または金融機関等に業務の一部を委託することが可能）																						
⑬ 事故件数	なし。																						

【参考文献】

- [1] 岩 田 規久男
堀 内 昭 義 「わが国銀行業における公的規制」 Discussion Paper Series No.61、一橋大学経済研究所、1982年7月
- [2] 大蔵省銀行局内
金融制度研究会 『預金保険制度』（金融制度調査会資料第3巻）、金融財政事情研究会、1969年
- [3] _____ 『普通銀行のあり方と銀行制度の改正』金融財政事情研究会、1979年
- [4] 太 田 勉 「金融自由化進展の下での信用秩序維持の諸問題」『金融研究』第3巻第1号、日本銀行金融研究所、1984年4月
- [5] 金融制度調査会 「金融自由化の現状と今後のあり方」（第1次中間報告）、1983年4月
- [6] 呉 文 二 「目前に迫った預金金利自由化と信用秩序の問題」『週刊東洋経済臨時増刊』近経シリーズNo.68、1983年11月
- [7] 公的金融と民間
金融のあり方に関
する研究会 「公的金融と民間金融のあり方について」1983年10月（全国銀行協会連合会『金融』1983年10～12月に収録）
- [8] 政策構想フォー
ラム 「金融改革の構想」1978年11月（日本経済新聞社編『金融システム』1980年に収録）
- [9] 館 龍一郎 『金融政策の理論』東京大学出版会、1982年
- [10] 徳田博美 編著 『世界各国の預金保険制度』金融経済新聞社、1969年
- [11] 野 口 悠紀雄 『情報の経済理論』東洋経済新報社、1974年
- [12] 堀 内 昭 義 「信用秩序維持と公的規制」『季刊現代経済』第55号、日本経済新聞社、1983年9月
- [13] 預金保険機構 「外国の預金保険制度」1980年3月
- [14] _____ 「預金保険機構10年史」1982年1月
- [15] _____ 「アメリカの預金保険制度」1983年3月a
- [16] _____ 「金融自由化と預金保険制度」1983年10月b
- [17] 蟻 山 昌 一 『日本の金融システム』東洋経済新報社、1982年
- [18] Benston, G. J., "Federal Regulation of Banking: Analysis and Policy Recommendations," Journal of Bank Research, Winter 1983.
- [19] Campbell, T. S., Financial Institutions, Markets, and Economic Activity, McGraw-Hill, Inc., 1982.
- [20] Campbell, T. S.
and Glenn, D., "Deposit Insurance in a Deregulated Environment," Journal of Finance, July 1984.
- [21] The Commission
on Money and Credit., Money and Credit: Their Influence on Jobs, Prices, and Growth, June 1961.
- [22] Dale, R., Bank Supervision around the World, Group of Thirty, 1982.
- [23] Diamond, D.
and Dybvig, P., "Bank Runs, Deposit Insurance and Liquidity," Journal of Political Economy, 1983.
- [24] Edwards, F. R. and
Scott, J. H., "Regulating the Solvency of Depository Institutions: A Perspective for Deregulation." in F. R. Edwards ed., Issues in Financial Regulation, McGraw-Hill, Inc., 1979.
- [25] Federal Deposit
Insurance Corporation., Deposit Insurance in a Changing Environment. A Study of the Current system of Deposit Insurance Pursuant to Section 712 of the Garn-St Germain Depository Institutions Act of 1982, April 1983.
- [26] Furlong, F. T., "A View on Deposit Insurance Coverage," Economic Review, Federal Reserve Bank of San Francisco, Spring 1984.

- [27] Gilbert, A., "Bank Failures and Public Policy," Review, Federal Reserve Bank of St. Louis, November 1975.
- [28] Golembe, C. H. and Holland, D. S., Federal Regulation of Banking 1983-1984. Golembe Associate, Inc., 1983.
〔馬淵紀壽訳『変革期のアメリカ金融制度』金融財政事情研究会、1984年〕
- [29] Horvitz, P. M., "Why Risk-Related Insurance Premiums Are No Answer?" American Banker 1983. 5. 26. "Elimination of Insurance will Require More Information." *ibid.*, 1983. 6. 15.
- [30] Johnson, G. G. and Abrams, R. K., "Aspects of the International Banking Safety Net." IMF Occasional Paper No. 17, March 1983.
- [31] Kareken, J. H., "The First Step in Bank Deregulation: What About the FDIC?" American Economic Review, May 1983.
- [32] Mayer, T., "Should Large Banks be Allowed to Fail?" Journal of Financial Quantitative Analysis, Papers and Proceedings, Vol. 10, November 1975.
- [33] McCarthy, I. S., "Deposit Insurance: Theory and Practice," IMF Staff papers Vol. 27, No.3, September 1980.
- [34] The President's Commission on Financial Structure and Regulation., (Hunt Commission) Report, December 1971.
- [35] Scott, K. E. and Mayer, T., "Risk and Regulation in Banking: Some Proposals for Federal Deposit Insurance Reform." Stanford Law Review Vol. 23, May 1971.